

## 令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、令和2年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が実施する令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「財団補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。
- 2 財団補助金の交付については、令和2年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (財団補助対象事業)

- 第2条 「補助対象事業」とは、個人用既築住宅において、住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下、「スマート・エコ製品」と総称する。設備要件等は別表1参照。）を設置する事業をいう。
- 2 「既築住宅」とは、スマート・エコ製品を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、スマート・エコ製品の設置工事期間が重なっていないものとする。

### (財団補助対象事業者)

- 第3条 「財団補助対象事業者」とは、財団補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者をいう。
- (1) 財団補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居（賃貸住宅を除く。別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可とする。）として自ら居住している者
  - (2) 滋賀県の県民税に未納がない者
  - (3) 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付申請登録完了通知を受けていない者（ただし、第二次受付を実施する場合は、以前に同様の補助金の登録完了通知を受けている者で、当該補助金の交付を受けていない者についても対象とする。）
  - (4) 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(交付の対象および補助額等)

第4条 財団補助対象事業に要する経費のうち、財団が認める経費（以下、「財団補助対象経費」という。）および財団補助金の額は、別表3のとおりとする。

- 2 財団補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 3 財団補助金は、1件の財団補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。
- 4 財団補助金は、1人の財団補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 財団補助金の交付は、財団補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、財団補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(登録申込)

第6条 財団補助金の交付を受けようとする者は、第8条に規定する財団補助金交付申請書を提出するまでに財団補助金登録申込書（様式第1号）を財団に提出するものとする。

- 2 財団補助金登録申込書の受付は、別表4に定める期間内で先着順に行うが、財団が交付を受けた県補助金の範囲を相当に超える申込があった場合は、財団は受付を停止することができる。

(登録通知)

第7条 財団は、前条に規定する財団補助金登録申込書の提出があったときは、申込書の提出があった日から30日以内に財団補助金登録完了通知（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 財団補助金の交付の申請をしようとする者は、令和3年2月19日までに別表5に掲げる添付書類を添えて、財団補助金交付申請書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。（令和3年2月19日17時15分（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付ける。）

- 2 財団補助金の交付申請者は、第7条に規定する財団補助金登録完了通知を受けた本人または同居の家族に限ることとする。
- 3 申請するスマート・エコ製品は、財団補助金登録完了通知に記載したものから、変更できないものとする。
- 4 財団補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（財団の営業時間内に受付したもの

に限る。)し、翌日以降の財団補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった財団補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は財団補助金交付申請書を返却する。

(実績報告書)

第9条 実績報告書については、第11条第1項の交付決定があった場合、前条第1項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

(交付請求書)

第10条 交付請求書については、第11条第1項の額の確定があった場合、第8条第1項に規定する交付申請書をもって提出があったものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 財団は、財団補助金交付申請書(兼 実績報告書、交付請求書)に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、財団補助金を交付すべきと認めるときは、申請書の提出のあった日から30日以内に財団補助金の交付決定および額の確定(様式第4号)を行うものとする。

2 財団は、財団補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して財団補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事日および購入日)

第12条 スマート・エコ製品の設置工事着工日および省エネ製品の購入日は、いずれも令和2年4月1日以後でなければならない。

2 スマート・エコ製品の設置工事完了日および省エネ製品等の購入日は、いずれも令和3年1月31日以前でなければならない。

3 前2項の場合において、スマート・エコ製品の設置工事完了日は工事完了証明書(様式第6号)の日付とし、および省エネ製品の購入日は当該製品の領収書の発行日とする。ただし、太陽光発電の設置の工事完了日は、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日とする。

(登録の取下げ)

第13条 第6条に基づき申請登録を行った者が、登録を取り下げるときは、その旨を記載した書面(様式第7号)を財団に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面(様式第8号)を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 財団は、財団補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条(4)アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく財団の指示等に違反したとき。

#### (補助金の返還)

第16条 財団は、前条の規定により財団補助金の交付決定を取り消した場合において、既に財団補助金が交付されているときは、財団補助事業者に対し、財団補助金の返還を命ずるものとする。

#### (現地調査等)

第17条 財団は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて財団補助対象事業者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

#### (手続代行者)

第18条 財団補助対象事業者は、第8条第1項の財団補助金交付申請書の提出について、財団補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

- 2 財団補助対象事業者は、前項の委任を行う場合は、様式第3号において代行者に係る情報を記載しなければならない。
- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ財団補助対象事業者に関して得た情報を、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 4 財団は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

#### (取得財産等の処分の制限)

第19条 財団補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、財団補助事業に係る取得財産等を財団補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を財団に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 財団は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第21条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 3 財団は、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、財団補助事業者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、財団補助事業者に対して、通知するものとする。
- 4 財団は、前項の規定により承認を受けた財団補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を財団に納付させることができる。
- 5 財団は、前項の規定により財団補助事業者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

(データ等の提供)

第 20 条 財団は、第 1 条第 1 項の規定による目的に必要な範囲において、財団補助事業者に対し、スマート・エコ製品の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 財団補助事業者は、財団が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(「”しがCO2 ネットゼロ”ムーブメント」賛同書・「COOL CHOICE」賛同書の提出)

第 21 条 財団補助事業者は、徹底した省エネを推進することとし、滋賀県が推進する 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする取組に賛同する場合には、財団補助金登録申込書に添えて「”しがCO2 ネットゼロ”ムーブメント」賛同書(様式第 10 号)を提出することができる。

2 財団補助事業者は、環境省が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」に賛同する場合には、財団補助金登録申込書に添えて「COOL CHOICE」賛同書(様式第 10 号)を提出することができる。

3 財団は、財団補助事業者から提出された「”しがCO2 ネットゼロ”ムーブメント」賛同書を受領した場合には滋賀県に、「COOL CHOICE」賛同書を受領した場合には、「COOL CHOICE」事務局に提出するものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、財団が別に定める。

付 則

この要綱は令和 2 年 5 月 27 日から施行し、令和 2 年度の補助金に適用する。

別表1 スマート・エコ製品（第2条関係）

製品名	設備要件		補助要件	
電 住 シ 宅 ス テ ム 用 太 太 陽 陽 光 発 電	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		太陽光発電の設置と併せて、2万円以上の省エネ製品（詳細は別表2参照）を購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。	
ア 湯 高 ー 器 効 ム エ 率 ネ フ 給	一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施する「2020年度家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」において、補助対象システムとして指定された機器であること。		エネファームからの更新は補助対象外とする。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。  ・太陽光発電と併せて設置する。  ・既設の太陽光発電を備えている。  ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。
高 効 率 給 湯 器 （ エ ネ フ ァ ー ム 以 外 ）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）	高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）を含む）からの更新は補助対象外とする。	
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。		
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。		
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
ス 利 太 テ ム 陽 シ 熱	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	
家 庭 用 蓄 電 池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。  JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。  蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。  ・太陽光発電と併せて設置する。  ・既設の太陽光発電を備えている。	
ホ ー ム ・ ク ル ・ ト ウ ・ エ ・ グ ・ ワ ・ イ ー	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。			
備 窓 断 熱 設 置	設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。			
【上記以外の要件等】 (1)スマート・エコ製品、省エネ製品はいずれも未使用であること。 (2)スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、省エネ製品の購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。				

※窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。

別表2 省エネ製品

製品名	要件
LED照明器具	<p>当該住宅に取り付けて使用するものであること。</p> <p>※光源（電球等）のみのもの、持ち運びが可能なもの（スタンドライト等）、電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外。</p>
エアコン	<p>省エネルギーラベリング制度における省エネ基準達成率が121%以上であること。</p>
冷蔵庫	<p>省エネルギーラベリング制度における省エネ基準達成率が100%以上であること。</p>
高断熱浴槽	<p>JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p>
エネルギー管理システム（HEMS）	<p>エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。</p> <p>一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p>
窓断熱設備（※）	<p>施工後の開口部熱貫流率が4.65W/m<sup>2</sup>K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。</p>

※窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。

別表3 補助対象経費および補助金の額（第4条関係）

財団補助対象経費	スマート・エコ製品の設置に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)																							
財団補助金額	<p>スマート・エコ製品の種類によって、補助金額を下表のとおりとし、複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。</p> <p>ただし、次のAの額の3分の1以内とする。  <math>A = a - b</math>  a：補助対象経費  b：補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">スマート・エコ製品</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">太陽光発電</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高効率給湯器</td> <td>エネファーム</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>エネファーム以外</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽熱利用システム</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭用蓄電池</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">窓断熱設備</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	スマート・エコ製品		補助金額	太陽光発電		4万円	高効率給湯器	エネファーム	6万円	エネファーム以外	2万円	太陽熱利用システム		2万円	家庭用蓄電池		5万円	V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）		4万円	窓断熱設備		2万円
スマート・エコ製品		補助金額																						
太陽光発電		4万円																						
高効率給湯器	エネファーム	6万円																						
	エネファーム以外	2万円																						
太陽熱利用システム		2万円																						
家庭用蓄電池		5万円																						
V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）		4万円																						
窓断熱設備		2万円																						

別表4 登録申込期間（第6条関係）

第一次受付期間	令和2年 5月 27日（水）～令和2年 10月 30日（金）
第二次受付期間	令和2年 11月 2日（月）～令和3年 1月 15日（金）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募期間内は随時受け付けることとする。</li> <li>・ 各受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える登録があった場合は、受付を中止する場合がある。</li> <li>・ 第二次受付を実施する場合は、平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業の交付申請登録完了通知を受けている者で、当該補助金の交付を受けていない者についても財団補助対象事業者とする。</li> <li>・ （「”しがCO2 ネットゼロ” ムーブメント」、「COOL CHOICE」に賛同される場合）賛同書(様式第10号)を同時に提出する。</li> </ul>

別表5 補助金交付申請書類（第8条関係）

財団補助金交付申請書（様式第3号）に添付する書類は以下のとおりとする。  
 「共通の書類」は必ず添付することとし、太陽光発電を設置した場合は「太陽光発電にかかる添付書類」についても添付すること。

共通の書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマート・エコ製品の領収書のコピー（施主名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）</li> <li>・ スマート・エコ製品の要件（別表1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー</li> <li>・ 工事完了証明書（様式第6号）</li> <li>・ 振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの）</li> <li>・ スマート・エコ製品設置後写真および家屋全体の写真</li> <li>・ 「住民票の写し」（提出日から3ヶ月以内に発行された現住所のもので、個人番号が記載されていないもの）</li> <li>・ 平成31年度（令和元年度）住民税（県民税）の納税証明書（納税義務がない場合、平成31年度（令和元年度）非課税証明書等その旨が明らかになる書類）</li> <li>・ （集合住宅にスマート・エコ製品を設置した場合）集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー</li> <li>・ （別荘にスマート・エコ製品を設置した場合）建物の登記簿謄本（建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることを証明できるもの）</li> <li>・ スマート・エコ製品の設置・買い替え調書（様式第11号）</li> <li>・ その他理事長が必要と認めるもの</li> </ul>
太陽光発電にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー</li> <li>・ 電力受給契約書のコピー</li> <li>・ 太陽光発電の出力対比表のコピー</li> <li>・ 太陽光発電設備調書（様式第12号）</li> <li>・ パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番、出力のわかるもの）</li> <li>・ 省エネ製品の要件（別表2）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー</li> <li>・ 省エネ製品の領収書のコピー（購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）</li> <li>・ 省エネ製品設置後写真</li> </ul>
高効率給湯器にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い替え前の給湯器の製品がわかる書類または写真</li> </ul>
窓断熱設備にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓断熱設備調書（様式第13号）</li> </ul>

事務局整理番号：

※申込者は記入しないでください。

様式第1号（第6条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

申込者 氏 名 印

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
登録申込書

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条  
の規定に基づき、標記補助金の登録の申込をします。

フリガナ	※フリガナを必ず記載ください。		
申込者氏名			
申込者住所	〒 ー ー <input type="checkbox"/> 集合住宅の方はチェックして下さい。		
設置場所 <small>(申込者住所と設置場所が異なる場合)</small>			
日中連絡先電話番号 <small>(携帯・職場等・自宅)</small>	ー ー ※必ず記載ください。	FAX	ー ー
上記で連絡が取れない場合 日中連絡先電話番号 <small>(携帯・職場等・自宅)</small>	ー ー	E-mail	
設置予定の スマート・エコ製品	補助対象とするもの全てにチェックしてください。(※申請時変更不可) <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (最大出力 ー kW ※小数第2位まで。) <input type="checkbox"/> 高効率給湯器 (エネファーム) (エネファームからの買い替えでない) <input type="checkbox"/> 高効率給湯器 (エネファーム以外) (高効率給湯器からの買い替えでない) <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム) <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (第2面 窓断熱設備要件チェックを記載ください)		

<p>太陽光発電システムを 設置予定の場合</p>	<p>併せて設置もしくは購入する予定のものいずれかにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 他のスマート・エコ製品を設置予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の省エネ製品を購入予定である。 (購入予定の製品1か所にチェックしてください。申請時変更可)</p> <p><input type="checkbox"/> LED照明器具</p> <p><input type="checkbox"/> エアコン</p> <p><input type="checkbox"/> 冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/> 高断熱浴槽</p> <p><input type="checkbox"/> エネルギー管理システム (HEMS)</p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備</p> <p>※省エネ製品を購入予定の場合、購入金額が2万円以上であること。 (複数購入可。設置工事費、消費税除く。)</p>																		
<p>今回太陽光発電システム を設置しない場合</p> <p>スマート・エコ製品の 停電時への対応について (窓断熱設備単独設置の 場合は記入不要です)</p>	<p>該当する項目にチェックしてください。(1カ所以上のチェックが必要)</p> <p><input type="checkbox"/> 自立型エネファーム等、停電時自立システム内蔵給湯器を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> 停電時にお湯が取り出せる貯湯ユニット付給湯器を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道水圧もしくは付属太陽光発電で水を循環させる太陽熱利用システム を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の停電時稼働機能を持つ製品を設置する。 (※具体的に )</p> <p><input type="checkbox"/> 既設太陽光発電システムから給電して稼働する。(蓄電池・V2Hは必須)</p>																		
<p>窓断熱設備 要件チェック</p>	<p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備の施工面積は8㎡以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備の設置工法は、内窓設置である。他の工法では、省エネ建材等 級ラベル★★★の製品であること、もしくは要綱別紙判断基準で熱貫流 率が3.49W/㎡K以下であることを確認している。</p>																		
<p>工事日及び 購入日</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1272 507 1619"> <p>スマート・エコ製品 の種類</p> </td> <td data-bbox="515 1272 1090 1619"> <p>工事着工予定日</p> </td> <td data-bbox="1098 1272 1522 1619"> <p>工事完了予定日 (太陽光発電は電力受給開始予定日)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1373 507 1417"> <p>①</p> </td> <td data-bbox="515 1373 1090 1417"> <p>令和 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="1098 1373 1522 1417"> <p>令和 年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1451 507 1496"> <p>②</p> </td> <td data-bbox="515 1451 1090 1496"> <p>令和 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="1098 1451 1522 1496"> <p>令和 年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1529 507 1574"> <p>③</p> </td> <td data-bbox="515 1529 1090 1574"> <p>令和 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="1098 1529 1522 1574"> <p>令和 年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="339 1585 1522 1619"> <p>※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1630 507 1686"> <p>省エネ製品</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="515 1630 1522 1686"> <p>購入予定日 令和 年 月 日</p> </td> </tr> </table>	<p>スマート・エコ製品 の種類</p>	<p>工事着工予定日</p>	<p>工事完了予定日 (太陽光発電は電力受給開始予定日)</p>	<p>①</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>②</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>③</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。</p>			<p>省エネ製品</p>	<p>購入予定日 令和 年 月 日</p>	
<p>スマート・エコ製品 の種類</p>	<p>工事着工予定日</p>	<p>工事完了予定日 (太陽光発電は電力受給開始予定日)</p>																	
<p>①</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>																	
<p>②</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>																	
<p>③</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>																	
<p>※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。</p>																			
<p>省エネ製品</p>	<p>購入予定日 令和 年 月 日</p>																		
<p>※スマート・エコ製品の工事着工日は、令和2年4月1日以降、工事完了日は令和3年1月31日以前であること。 省エネ製品の購入日は、令和2年4月1日以降、令和3年1月31日以前であること。</p>																			

施工者及び 購入店	スマート・ エコ製品	施工者（予定） ① _____ ② _____ ③ _____ ※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。	施工者住所 _____ _____
	省エネ製品	購入店（予定） _____	購入店住所 _____
	※スマート・エコ製品設置施工者、省エネ製品購入店が県内事業者、県内販売店であること。		
要件チェック	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 （交付申請するには、全てに該当することが必要です。）</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施する建物が県内に所在し、住居として居住します。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人用既築住宅（賃貸住宅を除く）にスマート・エコ製品を設置します。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の設置や省エネ製品の購入は、令和2年4月1日以後に実施し、令和3年1月31日までに完了します。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の設置の施工者は県内事業者です。</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品の購入店は県内販売店です。（該当の場合のみチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税（県民税）に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成24年度以降に、滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付申請登録完了通知を受けていません。（登録完了通知を受けている場合でも、補助金の交付を受けていない場合には、令和2年11月2日以降は登録可）</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員ではありません。財団が必要と認める場合には、滋賀県警察本部に照会することを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> （「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」、「COOL CHOICE」に賛同される場合）賛同書(様式第10号)を添付しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の点について承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録は補助金の交付を約束するものではないこと。</li> <li>・交付決定は補助金交付申請書の先着順で行うこと。</li> <li>・予算の範囲を超えた受付日をもって交付申請書の受付を終了すること。</li> </ul>		

様式第2号（第7条関係）

令和 年( 年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
の登録の完了について（通知）

令和 年 月 日付けで申込のあった令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の登録については、同補助金交付要綱第7条により、下記のとおり登録されましたので、通知します。

なお、本登録は交付申請の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。補助金交付申請書の受付は、予算の範囲内において先着順に行い、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了します。予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書については、抽選をもって申請の可否を決定します。（残り交付予定件数は財団のホームページ上に掲載します。）

交付申請書は補助対象事業完了後、令和3年2月19日（金）までに淡海環境保全財団（必着）まで提出してください。

工事の変更等により交付申請書が提出できなくなった場合は、様式第7号により、登録の取り下げを行ってください。

記

登録番号 番

登録スマート・エコ製品

- ①
- ②
- ③

交付申請予定額 円

事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

様式第3号（第8条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所 〒 ー

▲住民票と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第8条、第9条の規定に基づき、標記補助金の交付について関係書類を添えて申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付要綱第10条の規定に基づき交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (交付申請するには、全てに該当することが必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付申請登録申込書を提出しています。(登録番号： 番)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施した建物は県内に所在する住宅で、住居として居住しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱別表1の要件を満たすスマート・エコ製品を、個人用既築住宅に設置しました。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の設置および省エネ製品の購入は、令和2年4月1日以後に実施し、令和3年1月31日までに完了しました。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品を設置した施工者は県内事業者です。</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品の購入店は県内販売店です。(非該当者はチェック不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税（県民税）に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付申請登録完了通知を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第3条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第14条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。</p>
設置場所	滋賀県  ▲住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記簿謄本と同じ表記にしてください。)



交付申請額 交付請求額	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (40,000円) <input type="checkbox"/> エネファーム (60,000円) <input type="checkbox"/> エコキュート、エコジョーズ、エコフィール ハイブリッド給湯器等 (20,000円) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (20,000円) <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 (50,000円) <input type="checkbox"/> V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム) (40,000円) <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (20,000円)	計 _____ 円 … (B) ※交付対象製品にチェック
	※合計金額を記載 (A)、(B)、100,000円のうちいずれか低い額。 千円未満切り捨て。※必ず記載してください。	

交付金の振込先口座	金融機関名	
	本支店名	
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
	本人口座名義	(※カタカナで記入)

工事日及び購入日	スマート・エコ製品の種類	工事着工日	工事完了日
	① _____	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	② _____	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	③ _____	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	※複数のスマート・エコ製品を設置した場合はそれぞれについて記入してください。		
省エネ製品	購入日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
※スマート・エコ製品の工事着工日及び省エネ製品の購入日はいずれも令和2年4月1日以後であること。 ※スマート・エコ製品の工事完了日及び省エネ製品の購入日はいずれも令和3年1月31日以前であること。			
スマート・エコ製品設置工事	施工者	施工者住所	
① _____	_____		
② _____	_____		
③ _____	_____		
※複数のスマート・エコ製品を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※スマート・エコ製品と同じ番号の欄に記入してください。			
省エネ製品	購入店	購入店住所	
_____			
※スマート・エコ製品設置施工者が県内事業者、省エネ製品購入店が県内販売店であること。			

<p>申請者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が 取れる番号を記載してください)</p>	<p>(氏名)  (TEL) (FAX)  (E-mail)</p>
<p>手続代行者 (手続きを代行している場 合は記入してください)</p>	<p>住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)</p>
<p>添付書類 の確認 (添付し た書類に チェック を入れ る)</p>	<p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の領収書のコピー (購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの。領収書に品番の記載がない場合および対象製品の価格(施工費を含む)がわからない場合は、領収書の内訳書のコピーを添付。)</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の要件(要綱別表1)を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 工事完了証明書(様式第6号)(補助対象スマート・エコ製品ごとに必要)</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳のコピー(カタカナで名義が記載されている頁)、または振込先口座のキャッシュカードのコピー(金融機関名・口座番号・カタカナで記載された名義がわかるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品設置後の写真および家屋全体の写真</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者本人の住民票の写し(提出日から3ヶ月以内に発行された現住所のもので、個人番号が記載されていないもの)※入手された原本が「住民票の写し」です。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町が発行する「平成31年度(令和元年度)住民税(県民税)」の納税証明書(納税義務がない場合、平成31年度(令和元年度)非課税証明書等その旨が明らかになる書類)</p> <p><input type="checkbox"/> (別荘にスマート・エコ製品を設置した場合)建物の登記簿謄本(建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることを証明できるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の設置・買い替え調書(様式第11号)</p> <p><b>※太陽光発電を設置した場合、以下の書類等を添付。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 電力受給契約書のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電の出力対比表のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電設備調書(様式第12号)</p> <p><input type="checkbox"/> パワーコンディショナのカatalog等(品番、出力のわかるもの)のコピー</p> <p><b>※太陽光発電の設置と併せて省エネ製品を購入した場合、以下の書類等を添付。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品が要件(要綱別表2)を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー(窓断熱設置の場合、窓断熱設備調書(様式第13号)添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品の領収書のコピー(購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの。領収書に品番の記載がない場合および対象製品の価格がわからない場合は、領収書の内訳書のコピーを添付。)</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品設置後の写真</p> <p><b>※窓断熱設備を設置した場合、以下の書類を添付。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備調書(様式第13号)</p>

様式第4号（第11条関係）

第 号  
令和 年( 年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の  
交付決定および額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

なお、交付金については、令和 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記

交付決定額 円

額の確定額 円

様式第 5 号（第 11 条関係）

第 号  
令和 年（ 年） 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 印

令和 2 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 2 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、令和 2 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第6号（第12条関係）

工事完了証明書（スマート・エコ製品設置工事）

下記申請者のスマート・エコ製品設置工事については、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

令和 年（ 年） 月 日 工事施工者

▲完了日以降であること 代 表 者

印

▲補助金制度開始日 所 在 地

（令和2年5月27日）以降

▲県内事業者であること。

であること 電 話

申請者		
スマート・エコ製品の種類		
スマート・エコ製品の設置工事を実施した住宅の住所		
工事期間	着工日	完了日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ※太陽光発電システムを設置の場合、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日
高効率給湯器設置の場合 交換前の給湯器について	給湯器方式（該当するものにチェック） <input type="checkbox"/> 電気温水器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 都市ガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> LPガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 石油給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム） <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器（エコウィル） <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他（                      ）  メーカー名 _____ 型式 _____	

※ スマート・エコ製品ごとに作成してください。

様式第7号（第13条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
における登録の取下げについて

令和 年 月 日付けで登録（登録番号 番）を受けた標記補助金について、令和2  
年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第13条の規定  
により、下記の理由をもって登録の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第 8 号（第 14 条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和 2 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和 2 年度淡海  
環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、  
下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第9号（第19条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分  
したいので、令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付  
要綱第19条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分子定日

2 処分の理由

3 添付書類

“しが CO<sub>2</sub> ネットゼロ”ムーブメント (滋賀県) ・ COOL CHOICE (環境省)  
賛同書



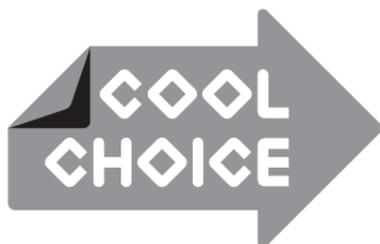
滋賀県では 2050 年 CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロを目指し取組を進めています  
近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、多くの犠牲者をもたらすとともに住民の生活、社会、経済および自然生態系に多大な被害を与えています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されることから、温室効果ガスの大幅削減を進めるとともに、起こりうる気候変動の影響に適切に対処していくことが重要です。

2018 年 10 月に発表された IPCC1.5°C 特別報告書では、パリ協定の目標である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を 2°C よりリスクの低い 1.5°C 未満に抑える必要性が指摘されました。このためには、人為的な二酸化炭素排出量を 2050 年前後に実質ゼロにする必要があります。

本県においても、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を守り、豪雨災害等に強い持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して、県民、事業者、行政が一丸となって取組を開始しましょう。

私は、「二酸化炭素排出量実質ゼロ」の取組に賛同し、行動することを宣言します。



未来のために、いま選ぼう。

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」

2015 年、すべての国が参加する形で、2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。

世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を

2 度未満にする (さらに、1.5 度に抑える努力をする) こと、

今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本は、2030 年に向けて、温室効果ガス排出量を 26% 削減 (※2013 年度比) を掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、

また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしようという取組です。

身近な生活のなかで、未来のために、今選択できるアクションを選ぶ。

あなたも、ぜひ「COOL CHOICE」にご参加ください。

私は、「COOL CHOICE (クールチョイス)」に賛同し、行動することを宣言します。

賛 同 日 付	年 月 日
お住まいの市町	市 ・ 町
お名前 またはニックネーム	<input type="checkbox"/> 県ホームページで公表して良い方は✓してください
メールアドレス (任意)	@ 温暖化対策に関する情報をお送りして良い方は記入ください
年 齢	<input type="checkbox"/> 10 代未満 <input type="checkbox"/> 10 代 <input type="checkbox"/> 20 代 <input type="checkbox"/> 30 代 <input type="checkbox"/> 40 代 <input type="checkbox"/> 50 代 <input type="checkbox"/> 60 代 <input type="checkbox"/> 70 代以上

様式第 11 号 (第 8 条 (別表 5 関係))

スマート・エコ製品の設置・買い替え調書

申請者氏名 \_\_\_\_\_

● すべての申請者の方にお聞きします。

①今回スマート・エコ製品を設置された理由を下記から選択し、○を付けてください。  
(複数回答可)

1. 既存機器の故障もしくは老朽化
2. 電気代・燃料代など経費削減
3. 地球温暖化防止 (CO2 削減) など環境負荷削減
4. 災害時に役立つ機能
5. その他 (※ \_\_\_\_\_ )  
※具体的な理由をお書きください。

②今回の補助金の対象となった機器と同時期に、下記の機器を買い替えた方は、該当する番号に○を付け、買い替え前の機器の使用期間を記載ください。

1. エアコン 買い替え前の機器は、( ) 年間使用した。
2. 冷蔵庫 買い替え前の機器は、( ) 年間使用した。
3. テレビ 買い替え前の機器は、( ) 年間使用した。
4. LED 照明器具 白熱電球照明器具から買い替えた。
5. LED 照明器具 蛍光灯照明器具から買い替えた。

③本補助金 (スマート・エコハウス普及促進事業補助金) を何でお知りになりましたか。  
該当する番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 販売店や工業者から
2. ホームページから
3. メールマガジンから
4. 市町の広報で
5. 補助金のチラシを見て
6. その他 ( \_\_\_\_\_ )

● 今回高効率給湯器 (エネファーム・エコキュート・エコジョーズ等) を設置された申請者の方にお聞きします。

①買い替え前の給湯器の種類の番号に○を付けてください。

1. 電気温水器
2. 都市ガス給湯器
3. LP ガス給湯器
4. 石油給湯器
11. エネファーム
12. エコキュート等
13. エコジョーズ
14. エコフィール
15. エコウィル
16. ハイブリッド給湯器
21. その他 ( \_\_\_\_\_ )

②買い替え前の給湯器は何年間使用されましたか。( \_\_\_\_\_ ) 年間使用した。

様式第 12 号（第 8 条（別表 5）関係）

太陽光発電設備調書

新設・既設それぞれのシステムについて、表を分けて記載すること。

（パワーコンディショナが複数台ある場合には、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載ください。）

申請者氏名 \_\_\_\_\_

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ 1	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ 2	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

1. 窓断熱設備施工面積

番号	設置工法 (○を付けてください)	窓断熱設備の仕様 (内窓以外の工法の場合のみ、下記「2.」および「3.」から該当の番号を選択)	製造者	製品番号	1枚あたりの面積	枚数	同一仕様ごとの面積
①	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
②	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
③	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
④	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
						総面積	㎡

2. 主な窓断熱設備の仕様と熱貫流率

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)	
			ガス(※1)の封入	中空層の厚さ (mm)		
1	木製又はプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60	
2		低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70	
3			されていない	9以上	1.70	
4		低放射複層ガラス		されている	12以上	1.90
5					8以上12未満	2.33
6				4以上8未満	2.91	
7					10以上	2.33
8		されていない	5以上10未満	2.91		
9			10以上	2.91		
10		遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6以上10未満	3.49	
11		単板ガラス	—	—	6.51	
12	木又はプラスチックと金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15	
13				8以上16未満	2.33	
14				4以上8未満	3.49	
15		されていない	10以上	2.33		
16			5以上10未満	3.49		
17			10以上	3.49		
18		遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6以上10未満	4.07	
19	金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	2.91	
20				4以上8未満	3.49	
21		されていない	10以上	2.91		
22			6以上10未満	3.49		
23			10以上	3.49		
24	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6以上10未満	4.07		
25	金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	3.49	
26				4以上8未満	4.07	
27				10以上	3.49	
28		されていない	5以上10未満	4.07		
29			10以上	4.07		
30			4以上10未満	4.65		
31		単板ガラスを2枚組み合わせたもの(※2)	—	(ガラスの内法間隔) 12以上	4.07	
32		単板ガラスを2枚組み合わせたもの	—	(ガラスの内法間隔) 6以上12未満	4.65	
33		単板ガラス	—	—	6.51	

3. その他の窓断熱の仕様と熱貫流率

上記以外の仕様の場合、記入すること。併せて製品の仕様及び熱貫流率が証明できる書類を添付すること。

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
			ガス(※1)の封入	中空層の厚さ (mm)	
34					
35					
36					
37					

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。  
 ※2 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

## 窓開口部における熱貫流率の判断基準

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
		ガス(※1)の封入	中空層の厚さ(mm)	
木製又はプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60
	低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70
		されていない	9以上	1.70
	低放射複層ガラス	されている	12以上	1.90
			8以上12未満	2.33
		されていない	4以上8未満	2.91
			10以上	2.33
遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	5以上10未満	2.91	
		10以上	2.91	
単板ガラス	—	6以上10未満	3.49	
		—	6.51	
木又はプラスチックと金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15
			8以上16未満	2.33
		4以上8未満	3.49	
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	2.33
			5以上10未満	3.49
金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	10以上	3.49
			6以上10未満	3.49
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	3.49
			6以上10未満	4.07
			8以上	2.91
金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	4以上8未満	3.49
			10以上	2.91
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6以上10未満	3.49
			10以上	3.49
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの(※2)	—	4以上10未満	4.65
			(ガラスの内法間隔)12以上	4.07
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの	—	(ガラスの内法間隔)6以上12未満	4.65
単板ガラス			—	6.51

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

※2 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。